

緊急通行車両等の事前届出に関する手続について

【制度】

○ 大規模災害等発生時の交通規制

公安委員会は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、災害対策基本法等の規定に基づき、区間又は区域を定めて緊急通行車両等以外の車両の道路における通行の禁止又は制限（緊急交通路の指定）を行います。

○ 緊急通行車両確認証明書等の交付

道路交通法に規定される緊急自動車以外の災害応急対策に従事する車両は、知事又は公安委員会の緊急通行車両等としての確認により「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」の交付を受けないと規制区間・区域を通行することができません。

また、大規模災害発生後に速やかに緊急交通路の通行を認めることができる通行規制の対象から除外される車両（規制除外車両）についても同様に、規制除外車両としての確認を受け、「標章」及び「規制除外車両確認証明書」の交付を受けないと規制区間・区域を通行することができません。

○ 事前届出について

緊急通行車両又は規制除外車両に該当し所定の要件を満たす車両については、事前に届出をすることができます。

事前届出を行い、あらかじめ審査を受けておくことにより、災害等発生時の混乱した状況でも「標章」の交付までの所要時間が短縮できる制度です。

○ 緊急通行車両等の事前届出の対象となる車両

※ 下記各法令においていずれの項目にも該当する必要があります。

【災害対策基本法の規定に基づく緊急通行車両】

- ・ 災害対策基本法第50条第1項に定める災害応急対策を実施するために使用する計画がある車両
- ・ 指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等並びに地方公共団体等が保有し、若しくはこれらとの契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両
- ・ 使用の本拠の位置が大阪府内にある車両

【大規模地震対策特別措置法の規定に基づく緊急輸送車両】

- ・ 大規模地震対策特別措置法第2条第13号に規定する警戒宣言が発せられた場合において、同法第21条第1項に規定する地震防災応急対策に使用する計画がある車両
- ・ 指定行政機関、指定地方行政機関及び指定公共機関並びに地方公共団体が保有し、若しくはこれらとの契約等により常時地震法指定機関等の活動のために使用される車両又は警戒宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両
- ・ 使用の本拠の位置が大阪府内にある車両

【原子力災害対策特別措置法の規定に基づく緊急通行車両】

- ・ 原子力災害対策特別措置法第26条第1項に規定する緊急事態応急対策に使用する計画がある車両
- ・ 指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、同

条第3号に規定する原子力事業者並びに地方公共団体が保有し、若しくはこれらとの契約等により原子力災害対策特別措置法指定機関等の活動のために使用される車両又は原子力緊急事態宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両

- ・ 使用の本拠の位置が大阪府内にある車両

【武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）の規定に基づく緊急通行車両】

- ・ 武力攻撃事態等が発生した場合において、国民保護法第32条第1項及び第2項に規定する国民の保護に関する基本指針、国民保護法第33条第1項に規定する国民の保護に関する計画、国民保護法第36条第1項及び第2項に規定する国民の保護に関する業務計画等に基づき、国民保護法第2条第3項に規定する国民の保護のための措置に使用する計画がある車両
- ・ 指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに地方公共団体が保有し、若しくはこれらとの契約等により常時国民保護法指定機関等の活動のために使用される車両又は武力攻撃事態等に至ったときに他の関係機関・団体等から調達する車両
- ・ 使用の本拠の位置が大阪府内にある車両

【申請方法】

- 1 事前届出を行うことができる者は、届出の対象となる緊急通行車両等に係る業務の実施について責任を有する方（国、地方公共団体、指定行政機関等（代行者を含む。））です。
- 2 緊急通行車両等の事前届出に際しては、次に掲げる車両の区分に応じ、それぞれに定める書類を、使用の本拠の位置を管轄する警察署等に提出してください。
 - (1) 指定行政機関等が保有する車両
 - ・ 緊急通行車両等事前届出書（別記様式第1号）2通
 - ・ 自動車検査証の写し1通
 - (2) 指定行政機関等が保有する車両以外の車両
 - ・ 前記(1)のほか輸送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類
 - ・ 当該書類がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等の写し1通
- 3 警察庁ホームページを通じて、届出先警察署等へオンラインによる届出が可能です。オンラインによる届出後は、届出済証の交付のため、届出先警察署等へ来署していただく必要があります。

詳しくは、届出先警察署の交通課までお問い合わせください。
- 4 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当分の間、警察署の交通課窓口での申請の場合は、届出済証の交付を郵送で行うことができます。

交付の郵送を希望される方は、届出先警察署等の交通課窓口へ届出書を提出される際、必要事項（郵便番号やお届け先住所等）を記載したレターパックプラス（郵便局やコンビニにて購入可能）をご持参ください。

※注意事項※

審査等に日数を要する場合がありますので、早めの相談、届出をお願いします。

届出書の様式を掲出してありますが、警察署の交通課窓口へ届出書を用意していますので、ご希望の方は窓口にお申し出ください。

お問い合わせ、事前相談は届出先警察署の交通課窓口までお申し出ください。